

## 検討課題 2

(事例)

- ① 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、A県及びB県において、産業廃棄物収集運搬業許可を得ていた。  
またこれとは他に一般廃棄物収集運搬業許可を得ていた。
- ② 甲社及びその代表取締役乙は、平成29年4月1日、廃掃法7条の5違反（名義貸し）の被疑事実（以下「本件刑事事件」という。）で起訴された。
- ③ A県は、本件刑事事件に関し、検察庁から起訴した旨の回答を得た上で、同月25日、聴聞手続を経ることなく、甲社の産業廃棄物収集運搬業許可を取り消した。  
その処分理由は以下のとおりである。  
『廃掃法第14条第5項第2号イに該当するに至ったため。甲社は、平成29年4月1日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の5違反の容疑で起訴されたことが判明した。この事実により同社は法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イで準用する法第7条第5項第4号トに該当する。』
- ④ 行政手続法には、以下の規定がある。  
『第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。  
一 次のいずれかに該当するとき 聴聞  
イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。  
(略)  
2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。  
二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。』
- ⑤ B県は、同年5月25日、甲社の産業廃棄物収集運搬業許可を取り消した。  
その処分理由は以下のとおりである。  
『廃掃法第14条5項第2号イに該当するに至ったため。甲社は、平成29年4月25日にA県知事から法第14条の3の2の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けた。この事実により、同社は法第14条の3の2第1項1号で規定する法第14条第5項第2号イ（法第14条第5項第2号イで準用する法第7条第5項第4号二）に該当する。』
- ⑥ 甲社は、平成29年11月14日、有罪判決を宣告され、同判決は確定した。
- ⑦ 甲社は、A県及びB県が行った許可取消処分に対し、審査請求を考えている。

(設問)

- ① A県を処分庁とする審査請求を行うにあたり、審査請求人としてどのような主張が考えられるか。
- ② B県を処分庁とする審査請求は認容される見通しはあるか？